

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
パーキング・チケット管理運用業務委託
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所  
岩手県盛岡市大通地内ほか
- (5) 入札方法  
基本経費については委託期間における1年間の金額、大量硬貨入金手数料については入金1回あたりの金額に年間見込入金回数24回を乗じた金額の総価で入札に付する。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有する法人であること。
- (3) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 役員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (7) 入札説明書に定める入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)の期間に、岩手県から指名停止措置又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 業務の履行場所において、業務に従事する職員を配置することができる法人であること。
- (10) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 当該委託業務と同種、同規模程度の業務を元請けとして平成31年4月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する法人であること。
  - イ 個人情報保護に関する内規を有し、従事者に対する教養、指導、監督を適時、的確に行っている法人であること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 020-0023 盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階  
岩手県警察本部交通部交通規制課  
電話番号 019-653-0110

※ 郵送による入札説明書の交付を希望する者は、上記問い合わせ先に電話で申し込むこと。  
なお、送料は郵送交付希望者負担とする。

(2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6年3月5日(火)から令和6年3月15日(金)正午までの岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所で交付。

(3) 入札参加決定の通知

令和6年3月19日(火)までに通知する。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月25日(月) 午前10時15分

岩手県盛岡市内丸3番40号 盛岡東警察署9階 岩手県警察本部交通部交通規制課閲覧室

5 入札保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札金額(基本経費と大量硬貨入金手数料1回あたりの金額に年間見込入金回数24回を乗じた金額の合計)の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県庁出納局会計課出納担当に納付し、領収票を受領すること。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結(保証期間は、入札の日から令和6年4月1日までを含む期間とすること。)し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

(3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

6 その他

(1) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札参加希望者に求められる事項

入札参加希望者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和6年3月15日(金)午後4時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出書類の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(3) 入札への参加

(2)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加することができる。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 郵便、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(7) 落札者の決定方法

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 委託業務手続の停止

令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件委託業務手続について停止の措置を行うことがある。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。